

## 本気で軍事大国めざす安倍政権

安倍首相は、先の総選挙で集団的自衛権行使や憲法改正を争点からそらしていたにもかかわらず、選挙後は一転、「民意」を得たとばかりに、軍事大国化への道を突き進もうとしています。

通常国会（会期末6月24日）では、憲法違反の集団的自衛権行使容認の閣議決定を具体化する法整備とアメリカとの戦争に自衛隊を組み込む「日米防衛協力のための指針（日米ガイドライン）」の改定をねらっています。

さらに、改憲の具体化に着手し、来年夏の参議院選挙後に改憲発議を行う準備を進めています。

こうした軍事大国化へのねらいは、今国会から夏の参議院選挙にむけてさらに具体化されてくる危険性があり、この一年あまりの期間が戦後日本のあり方を左右する歴史的な節目となります。

そのため国公労連は、日本国憲法の尊重擁護の義務を負い、憲法の要請にもとづいて国の機関で国民の生活と権利を保障する任務を担っている公務員労働者として、安倍政権の危険なねらいをしっかりと学び、問題点を発信しながら憲法をまもる運動を推進します。

## これが安倍政権のねらう 「改憲予想図」だ

### ・この間強行してきたもの

国家安全保障会議創設  
(4大臣に権限を集中し司令塔とする)

防衛計画大綱の改定  
(海兵隊機能の創設などの軍事機能強化)

中期防衛力整備計画の策定  
(5年間で25兆円の投入)

武器輸出三原則の撤廃  
(武器の輸出、共同開発を解禁)

特定秘密保護法の創設  
(特定秘密の指定と公務員への罰則の強化)

集団的自衛権行使容認の閣議決定  
(専守防衛を放棄し海外派兵へ)

教育制度改悪  
(教育委員会への政治の介入、愛国心教育など)

国家公務員法「改正」  
(幹部人事の一元化など)

### ・これからやろうとしていること

海外派兵を可能とする自衛隊法などの「戦争立法」の整備（閣議決定の具体化）

日米ガイドラインの改定  
(アメリカとの戦争に参加)

沖縄新基地の建設

公職選挙法「改正」

自民党は、国民から賛同を得やすい課題で改憲を実現し、2回目でねらいを完成させようとしています。

## 憲法改悪 自民党の二段階戦略

### \*第一段階の改憲

- 緊急事態条項  
(災害や有事での個人の権利制限)
- 財政規律条項  
(次世代への負担先送りを制限)
- 環境権  
(国や国民の責任を規定)

### \*第二段階の改憲

- 天皇の元首化
- 戦力の不保持と交戦権否認規定の削除、国防軍創設
- 公共の福祉を「公益及び公の秩序」に変更
- 改憲手続きの緩和——など

## 戦時中の国家公務員（その1）

### はじめに～ 戦時動員体制のもと国家公務員の業務は……

日中戦争開戦翌年の1938年、人・物・金をいつでも無条件に動員し統制する権限を政府に与えるという「国家総動員法」が公布されました。1940年には官製の上意下達機関としての大政翼賛会が発足し、国民一人ひとりを監視、統制しました。

国家総動員にもとづく戦時政策は、軍隊の兵力動員と軍事工業への労働力の動員体制をつくりあげ、1941年の太平洋戦争勃発以降は、長時間労働の強制、賃金統制などを実施。労働力不足対処のため、政府は朝鮮人、中国人労働者の大量動員をはかりました。

職場は戦争一色でした。戦争が進むほど労働運動は圧殺されました。戦争の拡大にともない、官公庁の職場も軍隊式になり、省庁ごとに敵の攻撃にそなえて警防隊が組織され、職員はその訓練をうけました。当時の「国家」政策はどうだったのでしょうか。

## 労働行政 — 国民を労務動員

雇用、賃金、労働時間等を国家総動員法に基づいて統制し、「労資一体、産業報國」のスローガンの下で、労使関係に強力に介入しました。

徴兵によって労働力が不足する一方、軍需産業の増強が求められました。労働基準監督官の前身である工場監督官は、その機能を停止せざるを得ませんでした。職業安定行政では、「職業紹介所」が1938年に国営化されました。その後、労務動員を強化するため、1944年に所管が厚生省から内務省に移され、「国民勤労動員署」に改組し、警察行政として運営されました。

戦時中、徴兵には召集令状が用いられ、「赤紙」と 국민に恐れされました。勤労動員署が行った労務徴用には徴用令書が使用され、これも「白紙」（右上）として恐れられました。1944年7月の国民徴用令により、最初に発動されたのは、850人の国民を中国大陸方面の陸軍関係建設作業に徴用したものです。労務統制では、女性も工場作業のみならず炭鉱労働にまで動員し、1944年の学徒勤労令は、中学生以上の学生を工場作業等に徴用しました。

## 厚生行政 — 戦費調達のために作られた「年金制度」

旧厚生省は、内務省から分離する形で1938年に設置されました。戦争の拡大とともに「人的資源」政策が重要施策となり、これを統括する省庁とされました。省内の各局編成では、軍部の要求に押し切られて「体力局」を筆頭の局に位置づけられました。

国民健康保険法（1938年）は国民体力の保持、改善、労働力の養成によって、戦争のための兵力となる青年男子と労働者の供給を確保する目的で制定されました。戦争の拡大とともに、大政翼賛会は健兵健民運動の一環として、全国の市町村に上から強制的につくられていきました。

1941年、戦費を調達するため、保険料を強制的にとりたてる「労働者年金保険法」が制定されました。この年の12月8日に日本は太平洋戦争に突入。全面的な侵略戦争と強く結びついて、「年金制度」は生まれたのです。

旧厚生省が戦力に直結する「健兵健民」政策、戦費調達、戦意向上、治安（思想）対策、労務動員対策、軍需生産増強等を担った歴史。厚生（労働）行政は、戦争とファシズムの体制下で、戦争政策の一環として遂行され、行政の担い手である先輩たちは、強制的に動員された痛恨の歴史をもっています。社会保険制度も、その観点から見ておく必要があり、侵略戦争に突き進んだ愚かな歴史を二度と繰り返してはなりません。

